

## 村上市保育園等施設整備計画策定の基本方針（案）について

### 1 計画策定の目的

本市においては、地域における子育て支援の充実を図ることを目的とし、計画的に子育て環境の整備に努め、多様化する保育ニーズに柔軟かつ効率的・効果的に対応するため、平成 25 年度に「村上市保育園等施設整備計画」を策定し、保育園等の施設整備や民営化等を推進してまいりました。

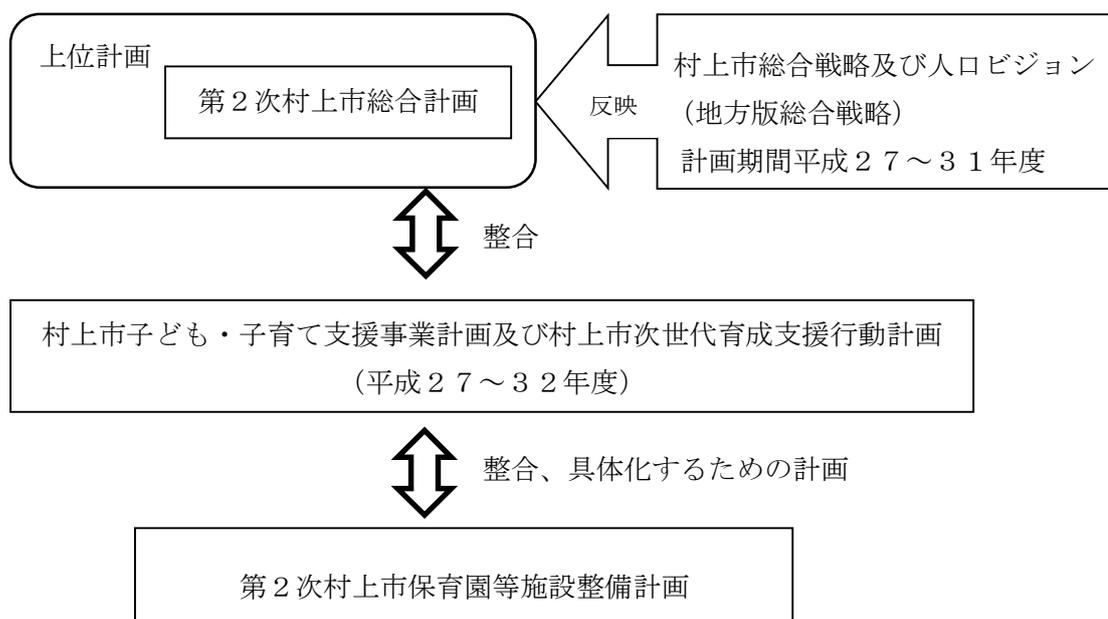
その結果、児童及び保護者への支援の充実、保育サービスの向上に一定の成果を上げてきたところです。

国においては、子ども・子育て支援新制度の下、保育を希望するすべての家庭に対し、必要な保育を提供するなど、新たな保育体系が構築されたことに伴い、本市においても希望するすべての市民が保育サービスを利用でき、かつ、年間を通じた需要に対応できるよう保育園等の整備に努めていく必要があります。

このような保育を取り巻く社会環境の変化に、迅速かつ的確に対応するため、平成 25 年度に策定した「村上市保育園等施設整備計画」を改定し、新たに「第 2 次村上市保育園等施設整備計画」を策定するものとします。

### 2 計画の位置付け

本計画は、今後策定される「第 2 次村上市総合計画」及び他の計画との整合を図りながら、「村上市子ども・子育て支援事業計画及び村上市次世代育成支援行動計画（平成 27 年度～平成 32 年度）」の保育園等関係部分の施策を具体化するための計画として位置付けるものとします。



### 3 計画の基本方針（案）

本市の総合計画との整合を図りながら、次の基本方針により施設整備の検討を進めます。

- ①第 1 次村上市保育園等施設整備計画で定めた基本方針を踏襲することを基本として、子どもの最善の利益を考慮しながら検討を行うものとします。
- ②乳幼児期の望ましい人格の形成を支援し、心豊で思いやりのある心身ともに健康な人柄を育成するために、保護者・保育者・行政・地域社会が密接な相互信頼関係を保持し、かつ連携を深めながら保育環境の整備を図ります。
- ③保育ニーズを的確に捉え、効率的な運営により保育ニーズの実現を目指します。  
今後一層期待される乳児保育を含めた未満児保育、子育て支援センター事業、休日保育、延長保育等の多様化する保育ニーズを適正に把握し、施設の定員の見直し等を含めた効率的な運営を行うことにより、保育ニーズの実現を目指します。
- ④民間活力の導入と活用を進め、民間に任せられるものは民間にという基本方針に基づき、公立保育園の民営化の検討を進めます。  
また、少子化に伴う児童数の減少に対応するため、保育園の統廃合の検討を進めながら適正規模による保育園運営を行います。

### 4 計画の期間

本計画の期間は、時代の潮流と地方財政を含めた経済状況の変化に機敏に対応するため、短期間の平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 年間とします。

なお、計画期間内においても、国の新たな制度の情報を見極め、今後の社会情勢等を的確に把握し、状況の変化に対応する必要がある場合は、適宜見直しを行い計画変更も可能なものとします。